

SAJ 令和 8 第 422 号
令和 7 年 12 月 12 日

加盟団体 各位

公益財団法人 全日本スキー連盟

競技本部長 河野 孝典

ジャンプ委員会委員長 嶺村 裕

コンバインド委員会委員長 正木 啓三

(公印省略)

国内 SAJ 公認大会における「用品違反に対する制裁制度」の取扱いについて（通知）

日頃より本連盟の諸事業にご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、FIS スキージャンプ・ノルディックコンバインドに係る「用品違反に対する制裁制度」が 2025 年 9 月 20 日付けで改訂されたことを受け、国内 SAJ 公認大会における運用方針を下記のとおり通知いたしますので、関係者へ周知願います。

記

1. カードシステムの取扱いについて（別添資料 3・P4）

※イエローカードおよびレッドカード

- (1) 2025/2026 ウインターフェスティバルにおいては、用品違反に対する制裁（カード提示）は実施しないものとする。
- (2) 2025/2026 ウインターフェスティバル中に発生した違反内容および該当大会の状況を精査した上で、その結果を踏まえ、2026 年サマーフェスティバルよりカードシステムを導入する。

・参考（FIS 資料）

Sanction System for Equipment Violation in Ski Jumping and Nordic Combined
https://assets.fis-ski.com/f/252177/x/4ab39d5e95/sanction-system-for-equipment-violation-in-ski-jumping-and-nordic-combined75_final_post-jp-com.pdf

・別添資料

スキージャンプ・ノルディックコンバインド用品違反に対する制裁制度 日本語版

以上

問い合わせ

（公財）全日本スキー連盟

ジャンプ委員会/コンバインド委員会

副委員長 長南 広基

MAIL:hiroki.c@skijumping.jp ※○を@へ変えて下さい